### ゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市(以下「市」という。)のご当地ゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト及びロゴ(以下「イラスト等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてイラスト等とは、別表に示すイラスト、ロゴ及び氷見市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定めるその展開デザインのこととする。

(使用の申請)

- 第3条 イラスト等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 市及び市職員が業務に使用するとき。
  - (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
  - (3) 教育委員会が後援又はゆるスポーツ「ハンぎょボール」を開催するイベント等の主催者がイベント等の告知物又は記録物を作成するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) その他、教育委員会が適当と認めるとき。

(使用の承認)

- 第4条 教育委員会は、前条の使用の申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が市の施策に対する良好な効果や市内経済の活性化に寄与すると認めるとき又は市のPRに寄与すると認めるときは、イラスト等の使用の承認をするものとする。この場合において、教育委員会は、必要があると認める場合には、イラスト等の使用方法その他について、条件を付することができる。
- 2 教育委員会は、前項の使用の承認をする場合は、使用承認通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(承認の制限)

- 第5条 教育委員会は、イラスト等の使用が次のいずれかに該当する場合は、使用の承認をしないものとする。
  - (1) ゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 市の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (4) 第三者の利益を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を上げるために使用されるおそれがあるとき。
- (7) 適当な使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (8) その他、承認することが不適当と認められるとき。
- 2 教育委員会は、前項の使用の承認をしない場合は、使用不承認通知書(様式第3号)を申請者に通知す

るものとする。

(使用料)

第6条 イラスト等の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

- 第7条 イラスト等の使用承認期間は、使用を承認した日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 2 教育委員会は、イラスト等の使用形態を考慮し、相当と認めた場合は、前項の使用承認期間を短縮することができる。
- 3 イラスト等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用承認期間の満了後において、 引き続きイラスト等を使用しようとするときは、改めて第3条の申請を行い、その承認を受けなければな らない。

(使用の際の遵守事項)

- 第8条 使用者の遵守事項は、次のとおりとする。
  - (1) 承認された内容により使用し、教育委員会の付した条件に従うこと。
  - (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、直接完成品の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
  - (3) 第4条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
  - (4) 別表のイラストを使用するときは、別表のロゴ(1)「氷見産ハンぎょボール」を表記すること。
  - (5) 教育委員会が別に定めるゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等使用マニュアルに従って使用すること。

(使用状況等の報告)

- 第9条 使用者が営利を目的としてイラスト等を使用するときは、毎年4月末日までに使用商品販売状況 報告書(様式第4号)により、前年度におけるイラスト等の使用状況について教育委員会に報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、イラスト等の使用承認期間が満了したとき、又は使用承認が取り消されたときは、速やかに前項の規定による報告をしなければならない。

(承認内容の変更等)

- 第10条 使用者は、承認された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ使用変更承認申請書 (様式第5号)を教育委員会に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 教育委員会は、前項の使用変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは使用変更承認通知書(様式第6号)により、適当でないと認めるときは使用変更不承認通知書(様式第7号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

- 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認(前条の変更の承認があったときは、変更後のもの。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収を求めることができる。使用者は、使用承認が取り消された場合は、承認の取消の日からイラスト等を使用することができないものとする。
  - (1) 使用者がこの要綱に違反していると認められるとき。
- (2) 使用者が第4条の使用承認に付した条件に違反していると認められるとき。
- (3) 使用承認申請書又は使用変更承認申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

- (4) 第5条第1項の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) その他イラスト等の使用継続が不適当であると認められるとき。
- 2 教育委員会は、前項の使用承認の取り消しをする場合は、使用承認取消通知書(様式第8号)により使用者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する使用物件等の回収に要する費用のほか、使用承認の取消しに伴い発生する費用の 切は、当該使用承認を取り消された者が負担するものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この要綱によるイラスト等の使用の承認は、当該使用者がそのイラスト等を自己の商標又は意 匠とするなど、独占してイラスト等を使用する権利を付与し、かつ、イラスト等を使用した商品、使用者 等について教育委員会が奨励するものではない。

(損失補償等の責任)

- 第13条 市はイラスト等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、イラスト等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任 を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

(承認事務等の担当)

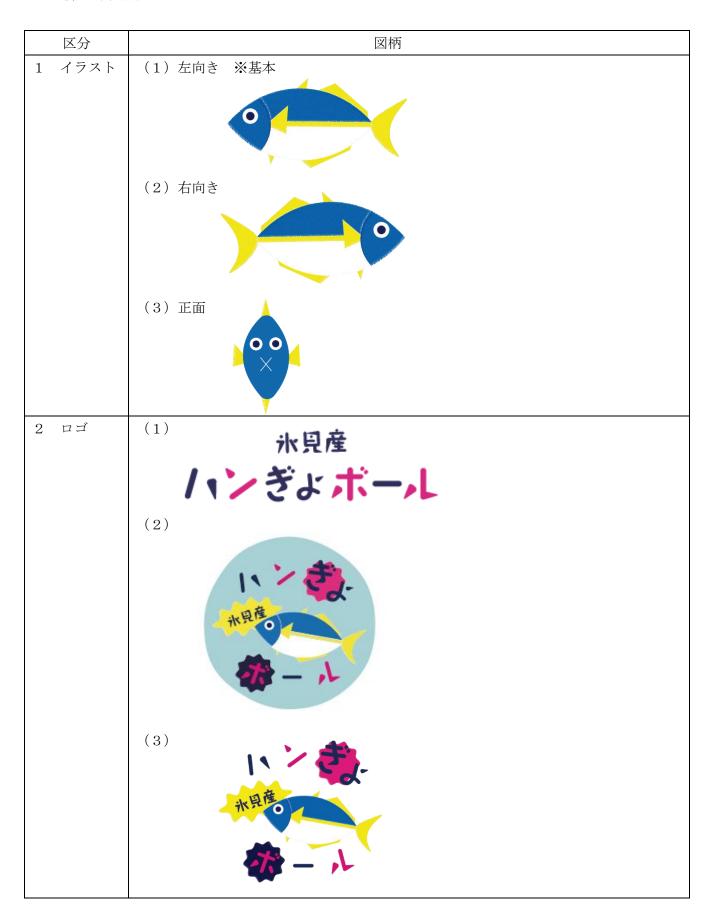
第14条 イラスト等の使用承認その他これらに関する事務は、教育委員会事務局スポーツ振興課において行う。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。



氷見市教育委員会 あて

住所

氏名

法人又は団体等にあっては、事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名

ゆるスポーツ「ハンぎょボール」イラスト等使用承認申請書

ゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用に関する要綱に同意し、次のとおりイラスト等の使用について申請します。

製作物品名称								
使用イラスト等								
使用目的・方法								
製作数(予定)								
使 用 期 間	年	三月	日から		年	月	日まで	
有償・無償の別	有償(売価		円(税込))	•	無償			
担当者連絡先	所属: 氏名: 電話番号: メールアドレス:			FAX:				
特 記 事 項								

### 添付書類

- 1 企画書(使用品の見本又は写真、原稿等を添付)
- 2 申請者の概要(企業、団体等の概要書(チラシ・パンフレット等)、個人の場合はプロフィール)
- 3 その他参考となるもの

申請者氏名は、法人については記名押印とし、個人については署名又は記名押印とする。

様

氷見市教育委員会

# ゆるスポーツ「ハンぎょボール」イラスト等使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用については、次のとおり承認します。

製作物品名称									
使用イラスト等									
使用目的・方法									
製作数(予定)									
使 用 期 間		年	月	日から		年	月	日まで	
有償・無償の別	有償(売価			円(税込))	•	無償			

使用に当たっては、申請書の内容に従って使用するとともに、ゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用に関する要綱及びゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等使用マニュアルを遵守してください。

様

氷見市教育委員会

ゆるスポーツ「ハンぎょボール」イラスト等使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用については、次の理由により承認できません。

氷見市教育委員会 あて

住所

氏名

法人又は団体等にあっては、事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名

ゆるスポーツ「ハンぎょボール」イラスト等の使用商品販売状況報告書

年 月 日付け 第 号で使用承認を受けたゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用商品等の販売状況について報告します。

使用方法				□広告	□その	他(			)
商品等の種類									
商品名									
販売期間		年	月	日から		年	月	日まで	
販売総額及び内訳									
販路、配布先									
担当者連絡先	所属: 氏名: 電話番号: メールアド	レス:			FAX:				
特 記 事 項									

上記項目について、別様式を添付しても良い。

申請者氏名は、法人については記名押印とし、個人については署名又は記名押印とする。

氷見市教育委員会 あて

住所

氏名

法人又は団体等にあっては、事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名

## ゆるスポーツ「ハンぎょボール」イラスト等使用変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けたゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト 等の使用について、次のとおり変更したいので申請します。

製作物品名称			
現在の承認内容 (変更する事項のみ記入)			
変更内容			
変更時期			
担当者連絡先	所属: 氏名: 電話番号: メールアドレス:	FAX:	
特記事項			

### 添付書類

- 1 変更する内容がわかる見本、資料
- 2 当初の使用承認通知書の写し(コピー)

申請者氏名は、法人については記名押印とし、個人については署名又は記名押印とする。

様

氷見市教育委員会

ゆるスポーツ「ハンぎょボール」イラスト等使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあったゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用の変更については、次のとおり承認します。

製作物品名称	
現在の承認内容 (変更する事項のみ記入)	
変更内容	
変更時期	

使用に当たっては、申請書の内容に従って使用するとともに、ゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用に関する要綱及びゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等使用マニュアルを遵守してください。

様

氷見市教育委員会

ゆるスポーツ「ハンぎょボール」イラスト等使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用については、次の理由により承認できません。

承認できない理由			
710m CC 20 7EH			

様

氷見市教育委員会

ゆるスポーツ「ハンぎょボール」イラスト等使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認したゆるスポーツ「ハンぎょボール」のイラスト等の使用について、次のとおり使用承認を取り消したので通知します。

取消しの理由			